

公益社団法人日本食肉格付協会インターンシップ実施要領

平成29年4月1日

(趣旨)

第1 この要領は、大学(短期大学を含む。)、大学院その他の教育研修施設(以下「大学等」という。)の学生を対象として、当協会においてインターンシップ(以下「実習」という。)を行う場合における当該実習の期間、実施方法、実習生の資格要件、募集方法、その他必要な事項を定める。

(実習の目的)

第2 本実習は、大学等の学生を当協会において就業体験を行わせることにより、食肉の規格格付についての知識を学ぶことを目的とする。

(実習の実施場所)

第3 実習の場所は、協会が別途定める事業所とする。

(実習の期間)

第4 実習の期間は、原則として、毎年、12月及び3月から5月を除く5日(土、日及び祝祭日を除く)以内とし、具体的な日程については、実習生を受入れる事業所の実情により協会が決定する。

(実習生の資格要件)

第5 実習生は、原則として大学等の学生(日本語ができないものは除く)であって、大学等が適任者として推薦した者とする。ただし、正当な事由なくして大学等を休学している者は、実習生となることができない。

(実習生の募集及び決定等)

第6 実習生の募集及び決定等については、次のとおりとする。

(1) 協会は、職員採用の募集要項及びインターネット等を通じて実習生を募集する。

(2) 実習希望者は、大学等の就職担当部局等に申し出るものとする。(別記様式1)

(3) 大学等の就職担当部局等は、実習に参加させるものとして推薦する学生を随時とりまとめ、協会あて提出する。(別記様式2)

(4) 協会は、大学等の推薦に基づき、受入れる実習生を選考、決定し大学等に通知する当該学生への結果の通知は各大学等において行う。

(5) 実習生の受入れにあたっては、大学等と当協会との間で、実習期間中における遵守事項等を記載した覚書(別記様式3)を締結するものとする。

(6) 実習生は、実習開始前に別添別記様式4の誓約をしなければならない。

(実習の実施方法等)

第7 実習の実施方法等は、次のとおりとする。

(1) 協会は、一実習毎に指導員を置き、実習生の指導及び助言に当たらせる。

(2) 指導員は、規格格付業務に関する理論と実技等について適正かつ効果的な指導に努めるものとする。

(3) 実習生は、指導員の助言のもとに配置事業所における補助的な業務に従事し、就業の体験をする。

(4) 協会は、実習期間中に実習生に対し、実習に必要な備品及び消耗品等無償で貸付け

する。

(5) 実習生は、実習期間終了の後、実習内容に関する体験レポートを作成し、協会に提出することとする。

(6) 指導員は、別記様式5の実施結果報告書を提出する。ただし、実習生が所属する大学等から指定する様式での報告の提出依頼があった場合には、当該大学等の様式に代えることができる。

(実習生の留意事項)

第8 実習生の留意事項は、次のとおりとする。

(1) 実習期間中、実習生は指導員の指導・監督等に従わなければならない。

(2) 実習生は、当協会の実習活動中に知り得た情報（公開されているものを除く。）の開示については、指導員の指示に従わなければならない。実習終了後においても、同様とする。

(3) 実習の欠務は正当な事由がある場合以外はこれを認めないこととする。やむを得ず欠務する場合は事前に指導員に申し出ることとする。なお、正当な事由による場合であっても、2日以上欠務した場合、実習を打ち切ることができるものとする。

(4) 実習生としてふさわしくない行為があったときは、実習を打ち切ることができるものとする。実習を打ち切った場合は、速やかに大学等にその旨を通知することとする。

(5) 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、大学等で負うものとする。

(実習に係る費用負担)

第9 実習生の実習のために要する費用の一切は、実習生個人又は大学等の負担とする。

(実習中の事故等に伴う災害補償)

第10 実習中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

(1) 大学等又は実習生は、原則として、学生教育研究災害傷害保険及びインターンシップ等賠償責任保険その他の傷害保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。

(2) 実習生が実習期間中実習により傷害を負った場合は、実習生の加入する保険により補償する。

(3) 実習生が協会又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険により補償する。

(4) 上記(1)及び(2)に基づく保険の利用などに関する必要な手続きは、大学等が行うものとする。

(実習成果の公表)

第11 実習生が実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に協会の承認を受けなければならない。

(その他)

第12 この要領等に定めのない事項及びこの要領に関し疑義が生じた事項の相談窓口は総務部長とする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。